（最高検察庁事務局長）検察事務官　三善　和則
（東京高等検察庁事務局長）同　池田　仁
（東京地方検察庁事務局長）同　池田　光一
（横浜地方検察庁事務局長）同　杉山　悟史
（さいたま地方検察庁事務局長）同　高橋　孝之
（千葉地方検察庁事務局長）同　髙栁　昌暢
（大阪高等検察庁事務局長）同　石塚　悟
（大阪地方検察庁事務局長）同　鈴木　善雄
（神戸地方検察庁事務局長）同　北澤　洋志
（名古屋高等検察庁事務局長）同　西川　聡
（名古屋地方検察庁事務局長）同　原　宏明
（岐阜地方検察庁事務局長）同　上野　和祐
（福岡地方検察庁事務局長）同　立山敬太郎
（熊本地方検察庁事務局長）同　上田　一朗
（鹿児島地方検察庁事務局長）同　福元　忠良
（札幌地方検察庁事務局長）同　安藤　康
（最高検察庁事務局会計課長）同　安藤　博光
（北海道矯正管区長）法務事務官　塩島かおり
（近畿矯正管区長）同　古橋　徹也
（加古川刑務所長）同　浦方　亀世
（岡山少年院長）法務教官　徳田　祐子
（旭川少年鑑別所長）法務技官　泉水　利夫
（金沢少年鑑別所長）同　立川　晃司
（東北地方更生保護委員会委員長）地方更生保護委員会委員　辻　裕子
（関東地方更生保護委員会委員長）同　古川　芳昭
（関東地方更生保護委員会委員）同　石塚　淳
（同）同　浦野　浩昭
（同）同　柴田　由佳
（同）同　西元　雅夫
（近畿地方更生保護委員会委員長）同　鈴木　庄市
（近畿地方更生保護委員会委員）同　石川　彰
（九州地方更生保護委員会委員）同　濵田　康秀

辞職を承認する（各通）（以上三月三十一日）

## 財務省

願に依り国家公務員共済組合連合会監事を免ずる（三月三十一日）　加藤　勝彦
日本銀行参与に任命する　半沢　淳一
願に依り日本銀行参与を免ずる　長谷川一也
国家公務員共済組合連合会監事に任命する　大串　憲祐
独立行政法人酒類総合研究所理事長に任命する（以上四月一日）　松林健一郎
国家公務員共済組合連合会監事に任命する（四月二日）　鈴木ひろみ

## 厚生労働省

社会保険審査会委員に任命する（四月一日）

# 官庁報告

## 官庁事項

### 東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二日

東北地方整備局長　西村　拓

| (一) 道路の種類 | 一般国道 |
|---|---|
| (二) 路線名 | 四十五号 |
| (三) 占用を制限する区域 | 宮城県本吉郡南三陸町歌津字中野五番五地内 |
| (四) 制限の対象とする占用物件 | 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |
| (五) 占用を制限する理由 | 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 |
| (六) 占用の制限の開始の期日 | 令和八年四月二日 |
| (七) 図面縦覧場所 | 東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所 |

### 関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

| (一) 道路の種類 | 一般国道 |
|---|---|
| (二) 路線名 | 二十号 |
| (三) 占用を制限する区域 | 相模原市緑区吉野字桜野七一四番二から同市緑区吉野字桜野七一四番三まで |
| (四) 制限の対象とする占用物件 | 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |
| (五) 占用を制限する理由 | 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 |
| (六) 占用の制限の開始の期日 | 令和八年四月三日 |
| (七) 図面縦覧場所 | 関東地方整備局及び同局相武国道事務所 |

### 四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路として指定している区域の一部を変更したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年４月２日

四国地方整備局長　奥田　晃久

| 変更前 | | |
|---|---|---|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
| 一般国道 | 192号 | 徳島市徳島町城内１番２から同市徳島本町１丁目12番２までの上下線 |
| 変更後 | | |
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
| 一般国道 | 192号 | 徳島市徳島本町１丁目５番１地先から同市徳島本町１丁目12番２までの上下線 |